

学会等報告

日本の警察における組織と実務

紀野國 宏明

Hiroaki Kinokun : Sendai Japan police organization and practices : Bulletin of Sendai University, 50 (2) : 17-26, March, 2019.

KEYWORD Police system, public safety commission, national police agency, Prefectural police headquarters, police law

キーワード 警察制度, 公安委員会, 警察庁, 都道府県警察本部, 警察法

I はじめに

本学において、将来、警察官になりたいとの希望を持って私のところに相談に来る学生が多くある。このような学生を通じてよく感じることは、警察の仕組みや実務についての知識が意外に少ないということである。私は、このような学生と接するたび、学生にとって最も大切な選択の一つである職業選択に際して、このようなことが原因となり誤った選択をしてしまうようなことは絶対にあってはならないと思ってきたところである。このようなことから、今回、このような学生にとって、少しでも役に立つような解説書の作成に取り組もうと考えた。

まず、日本における現在の警察制度の成立ちについて考察すると、近代の警察制度が日本に誕生したのは明治期になってからである。それまでも日本には警察の機能をはたすものとして検非違使や奉行といった制度があったが、これらの制度は、いずれも近代国家が有する警察機能と軍事や司法といった機能とが明確に分離し、独立したものではなかった。そこで当時、近代国家の建設を目指していた明治政府は、明治5年(1872年)になり外国の警察制度を調査、研究するために司法省視察団を欧米諸国へ派遣した。そして、その調査団に加わっていた川路利良が帰国後に政府に建議を提出したのを受け、明治7年(1874年)に新たに内務省を設置した。また、それまで司法省にあった警保寮を内務省へ移管

してこの警保寮で全国の警察事務を統括することとした。更には、東京に政府直属の東京警視庁を設置して川路利良を初代長官とし、そして翌年の明治8年には行政警察規則を制定して日本の近代警察制度の基礎を創り上げた²⁾。

しばらくして、日本は昭和20年(1945年)になり第二次世界大戦の終戦を向えたが、その後、日本を占領した連合国軍総司令官総司令部(GHQ)は、日本の警察制度の根本的な改革に着手した。それまで警察が有していた大幅な権限を縮小させるとともに警察を民主的にコントロールできるよう公安委員会制度の導入を図ったのである。これは昭和22年(1947年)9月のマッカーサー書簡で示され、日本政府はこの方針に沿う形で同年、警察法(旧警察法と呼称)を制定することで実行された¹³⁾。

この旧警察法は、それまでの明治政府が創り上げた国家警察制度とは異なり、自治体警察と国家警察の2つの柱からなる制度だった。人口5000人以上の市町村に自治体警察(全国に約1600)と、自治体警察が設置されない区域を管轄するための国家地方警察とからなるものだった。このようにして新しくできた自治体警察は、その市町村公安委員会が管理することとされ、費用はその市町村が負うこととされた。市町村公安委員は市町村長が市町村議会の同意を得て任免し、市町村公安委員会が自治体警察署長を任免、自治体警察署長は自治体警察職員を任免するとされた。一方、国家警察は、自治体警察

の設置区域以外の村落地域を管轄するために置かれ、その管理は、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命する国家公安委員会が担うこととされた。しかし、この自治体警察制度は、当初から広域的な犯罪への対処や予算面などで課題を抱えているものだった。

現在の警察法は、昭和29年（1954年）に、この旧警察法を改正して作られ、それ迄の市町村単位の自治体警察から都道府県単位の自治体警察制度へと改正された。同時に、国家的な性格や全国的に統一性を有すべき部分については国の関与を認めることとされ、国の機関である警察庁はその所掌事務について都道府県警察（地方警察）を指揮監督することも新たに規定された（警察法第16条等）。このようにして現在の都道府県警察は、都警察の本部として警視庁、

道府県警察の本部として道府県警察本部が置かれることとなった（同法第36条）のである。

II 警察組織のしくみ

1 組織概要

図1には「現在の国の警察組織（警察庁）の概要」を示した。現在の日本の警察は、都道府県単位の置かれた都道府県警察（地方警察ともいう）と、国の機関である警察庁からなっている（同法第3章、第4章）。そして警察庁は、長官官房と生活安全局、刑事局、交通局、警備局、情報通信局の5つの局からなり（同法第19条）、その所掌事務について都道府県警察を指揮監督している（同法第21条等）。

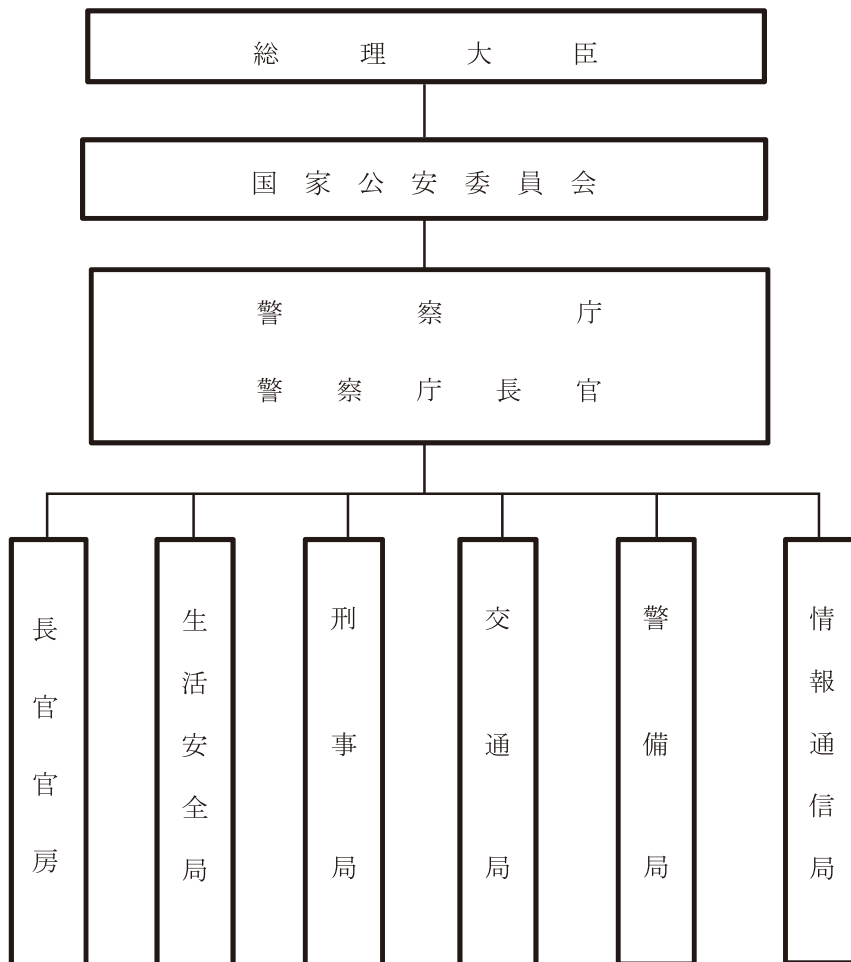


図1 「現在の国の警察組織（警察庁）の概要」

2 公安委員会制度（同法第2章）

公安委員会制度は、前述のとおり、戦後、占領軍の連合国軍総司令官マッカーサーの書簡を踏まえて採用された制度であるが、現在の警察法では、第1条で、この法律の目的として「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定める」と規定しており、この趣旨からしても、まさに民主的な理念を基調として警察を管理する制度として採用されたものと考えられる。

1) 国家公安委員会と警察庁

(1) 国家公安委員会（同法第3章）

国家公安委員会は、内閣総理大臣の所轄の下に置かれ公安委員長及び5人の公安委員からなっており、委員長は国務大臣がなり、委員は総理大臣が両議院の同意を得て任免される。その任期は5年で1回は再任できる（同法第6条、7条、第8条）。また、公安委員会が総理大臣の所轄の下に置かれている理由は、政治的中立性を保持する必要から総理大臣から指揮監督されることなく、独立して警察を管理できるようにするためであるとされている。

(2) 国家公安委員会の任務

国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり警察教養をはじめ警察通信等の事項を統括し、警察行政に関する調整を行うことにより個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務としている。また、そのために警察の制度や企画、立案や予算、監察の指示、懲戒事由の報告義務、苦情への対応なども任務とされている（同法第5条、同法第12条の2、3、4）。しかし、国家公安委員会とはいっても警察業務についての専門家ではないので個別具体的な指揮監督を行うことまでは想定されておらず、具体的には、警察庁長官の任免の事務や大綱方針を提示すなどして警察を管理することとされている。

(3) 警察庁（同法第3章）

国の警察機関である警察庁は国家公安委員

会の下に置かれ（同法第15条）、国家公安委員会の管理の下に、警察に関する制度の企画及び立案、予算、政策評価、大規模災害、騒乱、ハイジャック、爆発物所持等の犯罪、広域組織犯、広域犯罪、国外犯、国際捜査援助、皇宮警察、警察教養施設、警察通信施設、犯罪取り締まり情報解析、犯罪鑑識、統計装備、警察職員の任用などの基準、監察等々に関する多くの業務を行っている（同法第17条）。

警察庁の長である警察庁長官は、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て任免され、国家公安委員会の管理に服しながら警察庁の庁務を統括し、さらに職員の任免、服務について統督し、都道府県警察を指揮監督するとされている（同法第16条）。

警察庁には、長官と補佐機関である次長（同法第18条）、内部部局として長官官房、生活安全局、刑事局、交通局、警備局及び通信局が置かれている（同法第19条）。その他に附設機関として警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部が置かれている（同法第27条、28条）。また、他に地方機関として東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の7か所に管区警察局が置かれ、それぞれに管区警察学校が附設されている（同法第30条～32条）。北海道には、国の管区警察局はなく、北海道本部がこの管区警察局と同じ機能を有している。

長官官房の業務は、主に警察行政に係る基本的な施策の企画、立案、各部門間の総合調整、人事、教養、会計等の事務などである（同法第21条）。生活安全局は、主に犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏を確保することや地域警察に関すること、犯罪の予防に関すること、保安警察（環境関係犯罪、経済関係犯罪、風俗関係犯罪等）に関する事務を担当している（同法第22条）。刑事局は、主に刑事警察や犯罪鑑識、犯罪統計、暴力団対策、薬物銃器犯罪の取締り、組織犯罪の取締り等に関する事務を担当している（同法第23条）。交通局は交通警察に関すること事務の全般を（同法第23条の2）、警備局は主に警備警察や警衛、警護、警備実施、外事警察に関する事務を（同法第24条）、情報通

信局は主に警察通信や情報の管理、技術的研究、犯罪取締りのための情報技術の解析等の事務を担当している（同法第25条）。

また、警察大学校は、主に幹部職員教養を担当しており、付属機関として特別捜査幹部研修所や財務捜査研究センター、国際警察センター、警察政策研究センター、警察情報通信研究センターなどがある（同第27条）。科学警察研究所（略称：科警研）は、警察庁の附置機関で鑑定技術の確立、鑑定機材の開発、少年非行の解明、犯罪防止対策、交通の安全と円滑に関する調査研究、都道府県警察や裁判所、検察庁からの嘱託による鑑定、検査などを主に担当している（同法第28条）。

ところで警察には科学警察研究所と似た名称で科学捜査研究所（略称：科捜研）という機関があるが、これは都道府県警察の附設機関であり、犯罪捜査に関する化学や物理学、工学、心理学等の研究、実験や法医学、鑑定、検査等を行っている。また、皇宮警察は、天皇その他皇族の護衛、皇居及び御所の警備等を担当しており、護衛署としては坂下、吹上、赤坂、京都の4か所がある（同法第29条）。

2) 道府県公安委員会と都道府県警察の関係

(1) 都道府県公安委員会（同法第4章第2節）

都道府県公安委員会は、都道府県知事の所轄の下に置かれ、3人ないし5人の委員からなる（都、道、府及び指定県（資料②参照）の委員は5人、その他の県は3人）。委員長は委員の互選で選出される（同法第38条、第43条）。都道府県公安委員会の任務は、概ね国家公安委員会と警察庁との関係と同様で、大綱方針を示して都道府県警察を管理することであるとされているが、実働の都道府県警察を管理するといった性質上、場合によっては国家公安委員会より立ち入った関与もあり得るとされている（同法第38条）。

具体的には、都道府県警察の事務又は都道府県警察職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、その指示は具体的又は個別的な事項にわたることができると規定されている（同法第43条の2）。都道府県

公安委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命されるが、都、道、府及び指定県の場合には5人のうち2人は、その当該指定市の市長がその市議会の同意を得て知事に推薦することとされている（同法第39条）。ただし、北海道警察本部は、札幌方面、函館方面、旭川方面、釧路方面、北見方面の5つの方面に分けられ、方面ごとに方面本部が置かれている。そして北海道公安委員会（公安委員5人）が北海道警察本部と札幌方面本部を管理し、他の4方面本部は、それぞれ方面ごとの方面公安委員会（公安委員3人）が管理することとされている。

(2) 都道府県公安委員会の任務

都道府県公安委員会の具体的な任務は、警察組織に対する権限としては警察庁及び他の都道府県警察への援助要求（同法第60条）、都道府県警察の事務又はその職員の非違に関し、具体的な監察の指示ができることとされている（同第43条の2）。警察組織以外に対する権限としては、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律による営業許可や取消し、停止、質屋営業法による営業許可や取消し、停止、ほかには道路交通法、警備業法、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、暴力行為等処罰に関する法律、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法など、各種法令や条例にもとづく広範な権限を有している。

(3) 都道府県警察本部

都道府県の警察機関として警視庁及び各道府県警察本部が設置されているが、これらの長は、東京都は警視庁総監、ほかは都道府県警察本部長となる（同法第47条、第38条）。都道府県警察本部（以下警視庁を含む）によってそれぞれ多少異なるが、組織は概ね警務部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部の5つの部から構成されている（同法第58条、警察法施行令第4条、内部組織の基準等）。都、道、府及び指定県等では総務部、地域部、組織犯罪対策部等を加えた組織構成になっているところもある。

(4) 警察署等

都道府県警察には、各都道府県警察本部の下にその管轄する各都道府県地域を分担して、それぞれの管轄区域において警察事務を処理する警察署が置かれ、警察署の長である警察署長は、警視総監、警察本部長、方面本部長又は市警察部長の指揮監督を受けながら、その管轄区域内における警察事務を処理し、そして所属の職員を指揮監督することなどを任務としている（同法第53条）。

(5) 警察署協議会

平成12年に警察法が改正された際、警察の独善を防止し、本来あるべき国民のための警察を実現するとの観点から、公安委員会の管理機能を強化する改正が行われた。そして新たに警察署の運営に関して署長の諮問に応じたり住民の意見を述べたりする機関として警察署協議会を置くこととされた。警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会が委嘱することになっており、定数は人口や管内情勢、交番等の数を勘案して決められている（同法第53条の2）。

(6) 教育訓練のしくみ

警察官の教養は、学校教養と職場教養とに大別され、その学校教養は主に警察官として採用されたばかりの者を対象にした採用時教養と、昇任試験に合格した者が上級階級へ昇任するための任用教養、専門或いは特殊な知識を習得するための専科教養の3つに分かれる。国の教育機関としては、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の7か所に置かれている各管区警察学校と、都内にある警察大学校がある（同法第27条）。この7つの管区警察学校では、主に巡查部長、警部補の階級にある者を対象とした基本教養（任用（昇任）教養）や専科（専門）教養が行われており（同法第32条）、警察大学校では警部以上の階級の者を対象とした基本教養（任用（昇任）教養）や専科（専門）教養が行われている（同法第28条）。

ちなみに、都道府県警察官として採用されたばかりの者は、各都道府県に置かれた警察学校において警察官として必要な知識や教養、各種技術の習得に努めることとなる（同法第54条）。

Ⅲ 警察実務

ここでの警察実務とは、都道府県警察官が実際の日常業務において行っている具体的仕事を意味する。都道府県警察の場合は、その規模等により部署や係の名称が異なる場合が多いことから、ここでは筆者が長年お世話になった宮城県警察を基に解説をしていくこととする。また、警察官の業務は、各部門別に解説した方がより分かりやすいと考えられるので、より身近と思われる地域警察業務から刑事警察、交通警察、警備警察、生活安全警察、警務警察の順に解説して行く。なお、通信実務については、そのほとんどが通信技術の専門領域となっていることから、ここでは説明を割愛する。

1 地域警察部門

警察官の中でも我々に最も身近なのは、やはり交番や駐在所に勤務する制服を着ている警察官だと思う。このような警察官は地域警察官と呼ばれ、地域警察部門に所属している。

1) 地域警察の業務概要

警察は組織上、警察庁の生活安全局の中に地域課があることは、警察組織のしくみの中でも解説したが、それに対応して各都道府県警察本部には地域部が置かれている。この地域部に所属する警察官は、警察官の全体の約4割を占めているとも言われ、警察官の多くが地域警察業務に従事している。常に制服を着用し、市民の日常生活の安全と平穏を確保するため、直接、市民と接しながら24時間切れ目なく警戒態勢を保持し、管轄地域で発生する様々な警察事象に対して必要な警察措置を講じている。

2) 警察本部の地域警察業務

警察本部の地域部の中には地域課、通信指令課、機動警ら隊、鉄道警察隊などといった所属がある。地域課は、地域部内の筆頭課であり主に地域警察の総合的企画及び調整等をするところで、地域警察の全体を仕切る業務をしている。通信指令課は、通信指令室を設け、受理した110番通報の内容を警察署等に伝え、地域警察官等をいち早く現場に急行

させるなどの業務や逃走した犯人を捕まえるために緊急配備等を発令するなどしている。機動（自動車）警ら隊は、主にパトカーによるパトロールを行いながら積極的な職務質問による事件検挙や各種事件・事故へ初動対応を行っている。鉄道警察隊は、列車内における警乗（警察官が列車に乗務し、列車内の犯罪の検挙、予防などに従事すること）や駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールなどの業務を行いながら痴漢、すり、置き引きなどの犯罪の取締りを行っている。

3) 警察署の地域警察業務

各警察署には警察本部の地域部の業務に対応する地域課が置かれている。この地域課の下に交番、駐在所が置かれ、それぞれの管轄区域内において地域警察業務を行っている。

ちなみに警察官に採用されたばかりの者は、都道府県警察学校において一定期間の教養を受けた後、ほとんどが警察署地域課の交番や駐在所勤務からスタートする。交番、駐在所での仕事は、パトロールや立番等による警戒をはじめ、巡回連絡、地理案内、遺失物の取扱い、広報活動などである。このような仕事を通じて管轄区域内の実態把握や住民の意見や要望等に応える活動なども行っている。

2 刑事警察部門

テレビや映画によく登場する刑事と呼ばれる警察官は、刑事警察部門に所属する警察官である。組織上、警察庁に刑事局があり、これに対応して各都道府県警察本部には刑事部が置かれている。

1) 刑事警察の業務概要

刑事警察部門に所属する警察官は、主に住民の生活を脅かす殺人、強盗、窃盗、巧妙悪質化する詐欺、組織的に敢行される暴力団犯罪、銃器・薬物犯罪、来日外国人犯罪などの事件捜査や犯人検挙が主な活動であるが、ほかにも犯罪鑑識活動や犯罪統計なども行っている。

2) 警察本部の刑事警察業務

警察本部の刑事部の中には刑事総務課、捜査一課、捜査二課、捜査三課、鑑識課、組織

犯罪対策課、暴力団対策課、銃器薬物対策課、機動捜査隊科学捜査研究所等といった所属がある。刑事総務課は、刑事部内の筆頭課であり刑事警察の総合的企画及び調整等をしており、刑事警察全体を仕切る元締めのような仕事をしている。捜査一課は、主に殺人、強盗、強制性交、傷害、放火、恐喝、脅迫などの犯罪の取締りといった業務をしている。捜査二課は、主に詐欺、背任、横領や贈収賄等の汚職事件、選挙違反等いわゆる知能犯と言われる事件の捜査を、捜査三課は、窃盗と言われる犯罪捜査を、鑑識課は、犯罪鑑識活動と言われる証拠の収集、鑑定、検査等の業務を主に行っている。ほかにも機動捜査隊は、車両の機動力を駆使して凶悪、重要犯罪の初動捜査や広域重要犯罪等の捜査を行っており、科学捜査研究所は既に説明したとおり犯罪捜査に関する化学、物理学、工学、心理学等の研究、実験や法医学、鑑定、検査等を行っている。

組織犯罪対策課は、組織的に行われる犯罪対策の総合的企画及び調整をする課であり、組織犯罪対策業務全体を取り仕切る元締めと言った業務をしている。この組織的に行われる犯罪対策とは、暴力団などのように組織的に行われる犯罪や銃器薬物事件などの捜査を言う。暴力団対策課は、暴力団等に係る犯罪捜査を、薬物銃器対策課は、拳銃や薬物に係る事件捜査を主な業務としている。

3) 警察署の刑事警察業務

各警察署には警察本部の刑事部の業務に対応する刑事課が置かれている。刑事課の中には捜査庶務係、捜査係、鑑識係等といった係が置かれている（ところにより刑事一課、刑事二課等に分かれるところもある）。そして、警察署の刑事課では、管内におけるすべての刑事警察業務に対応する活動を行っている。

3 交通警察部門

白バイやパトカーによる交通取り締まりや交通事故捜査などに従事している警察官をよく目にすると思うが、このような活動をしている警察官が交通警察官である。

1) 交通警察の業務概要

交通警察も組織上、警察庁に交通局があり、これに対応して各都道府県警察本部には交通部が置かれている。この交通部に所属する警察官は、交通違反の指導や取締、交通事故事件の捜査、交通安全教育等の業務をしている。交通警察の仕事の要約すると、道路における危険を防止して交通の安全を図ることと交通の円滑を図ること、そして道路の交通に起因する障害を防止することである。

2) 警察本部の交通警察業務

警察本部の交通部の中には交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許、運転教育課、交通機動隊、高速道路交通警察隊等といった所属が置かれている。交通企画課は、交通部内の筆頭課であり主に交通警察全体の総合的調査、研究及び企画、調整を業務としており交通警察全体を取り仕切るいわゆる交通警察の元締めのような業務をしている。交通規制課は、主に交通の規制（信号機、道路標識、道路標示）、管制の調査と実施、道路使用許可などを業務としている。交通指導課は交通指導取締り、交通事故事件の鑑識活動、交通事故捜査、暴走族対策等を行っており、運転免許課は運転免許の許可、取消し、停止等の処分、更新、講習などの業務を行っている。運転教育課は運転免許試験、更新時講習、停止処分者講習、運転免許証の作成交付などの業務を主に行っている。また、交通機動隊は機動力を駆使した交通の指導、取締りを行っており、高速道路交通警察隊は、高速道路における交通指導取締り、交通事故捜査、交通規制等の業務を主に行っている。

3) 警察署の交通警察業務

各警察署には警察本部の交通部の業務に対応する交通課が置かれている。交通課の中に庶務係、指導取締係、交通事故係等といった係が置かれている（ところにより交通一課、交通二課等に分かれるところもある）。そして、警察署の交通課では、管内におけるすべての交通警察業務に対応する活動を行っている。

4 警備部門

災害現場での救助活動や山岳遭難現場での活躍等がよくマスコミ等に取り上げられるが、このような活動している警察官が警備部門に所属する警察官である。

1) 警備警察業務の概要

組織上、警察庁に警備局があり、これに対応して各都道府県警察本部には警備部が置かれている。この警備部に所属する警察官は、私たちの国の社会体制を違法に破壊したり侵害したりすることの防止や、このような事件に関する捜査、大規模災害、ハイジャック、爆弾テロ等への対処等を主な業務としている。

2) 警察本部の警備警察業務

警察本部の警備部の中には公安課、警備課、外事課、機動隊等の所属が置かれている。公安課は、警備部内の筆頭課であり主に警備警察の運営一般に関する調査、研究及び総合的企画や調整を業務としており、警備警察全体を取り仕切るいわゆる警備警察の元締めのような仕事をしている。具体的には、内乱に関する罪、外患に関する罪、破壊活動防止法に規定する罪あるいは合衆国の機密を犯す罪と言った、いわゆる国に対する犯罪や、極左、右翼、労働事件等といった事件捜査等を行っている。

内乱や外患とは、刑法第77条1項に規定されている犯罪のことである。内乱は内部から国の統治機構を破壊し、又は領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法が定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動を起こすこと。外患は国家の存立を外部から侵害する行為のことを言う。警備課は、主に緊急事態への対処、災害への対処のほか治安警備の実施、警護警衛等の業務を行っている。機動隊は、集団でおこなわれる不法行為や災害への対応を業務としており、爆発物、化学物質の処理、潜水やレスキュー活動、緊急援助活動等を行うためのサットのよう各種専門（特殊）部隊が隊内に置かれている。外事課は、主に外国からの我が国の公共の安全と秩序を脅かす犯罪、または利益に係る犯罪の取締りや、これらの犯罪に関する情報収集を業務としている。最近では、我

が国の在外邦人（外国にいる日本人）へのテロや国内での国際テロの脅威も高まっておりこれらへの対応も重要な業務となっている。

3) 警察署の警備警察業務

各警察署には警察本部の警備部の業務に対応する警備課が置かれている。警備課の中に庶務係、警備係、実施係等といった係が置かれている（ところにより一課、二課などに分けられるところもある）。そして、警察署の警備課では、管内におけるすべての警備警察業務に対応する活動を行っている。

5 生活安全警察部門

生活安全警察という言葉は、なかなか耳にすることは少ないかもしれないが、DV（domestic violence の略）や児童虐待、ストーカー、サイバー犯罪、少年補導、家出人届出等といった言葉はよく耳に思うと思う。このような事案への対応をするのが生活安全警察である。

1) 生活安全部の業務概要

警察は、組織上、警察庁に生活安全局があり、これに対応して各都道府県警察本部に生活安全部が置かれている。この生活安全部に所属する警察官は、要約すると、市民生活の日常の安全と平穏を確保することを業務とするとされている。とりわけ幅広い分野を仕事の対象としており、業務を行政活動と捜査活動に分けた場合、他の部門と比較しても行政活動の比重が非常に高い部門であるともいえる。

2) 警察本部の生活安全警察業務

警察本部の生活安全部の中には生活安全企画課、県民安全対策課、少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課の所属がある。生活安全企画課は、生活安全部の中の筆頭課であり主に生活安全警察等の運営に関する調査及び研究や犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する業務をしており、いわゆる生活安全警察を取り仕切る元締めのような業務をしている。県民安全対策課は、主に人の生命や身体の安全を早急に確保する必要な事態への対処等を業務としており、DVやストーカー、行方不明者の発見などの活動を

している。少年課は主に少年の非行防止及び安全指導、少年犯罪の捜査、少年補導や少年相談等の業務を行っており、生活環境課（生活経済課）は主に経済関係事犯や環境・公害関係事犯、保健衛生事犯等の取り締まりなどを、サイバー犯罪対策課はインターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯等の取り締まりなどを行っている。

また、近年は警察に対する相談件数が急増しており、生活安全警察に対しても多種多様な相談が数多く寄せられ（全国で約200万件以上）、特に、DVやストーカー、行方不明、児童虐待事案等の相談が急増している。

3) 警察署の生活安全警察業務

各警察署には、警察本部の生活安全部の業務に対応する生活安全課が置かれている。生活安全課の中に安全係、生活環境係、少年係等などの各係が置かれ、管内におけるすべての生活安全警察業務に対応する活動を行っている。

6 警務警察部門

警務警察は、とりわけ警察における内部管理の事務を主な業務とする部門で、他部門と比較して外部との接点が少なく、あまり目立たないが組織管理や人事管理、文書管理、財務管理等といった組織の基盤を支える大変重要な業務を担当している（ところにより警務部と総務部が独立して置かれているところもある）。

1) 警務警察の業務概要

組織上、警察庁には長官官房があり、それに対応するものとして各都道府県警察本部に警務部が置かれている。警務部に所属する警察官は、採用や人事、警察官としての必要な教養、職務倫理、給与や保障、福利厚生等をはじめ、文書管理、能率管理、警察予算等の幅広い仕事を行っている。

2) 警察本部の警務警察業務

警察本部の警務部には警務課、教養課、監察課、厚生課、総務課、会計課、装備施設課、広報相談課、情報管理課、留置管理課等の所属が置かれ、総務課に都道府県公安委員会補佐室が附設されている。警務課は、警務部内

の筆頭課であり主に警察組織機構に関する企画及び調査や人事、採用、給与、被害者支援等の業務を行っている。教養課は、主に警察教養（教育）に関する業務、監察課は監察に関する業務を、厚生課は職員の福利厚生に関する業務を担当している。総務課は、主に、機密に関する業務や県議会との連絡業務、文書管理、情報公開、個人情報保護に関する業務などを担当し、附設の都道府県公安委員会補佐室は都道府県警察を管理する都道府県公安委員会の庶務等の業務を行っている。会計課は、主に警察予算、決算及び会計を、装備施設課は警察装備や施設の管理を、県民相談課は警察安全相談や苦情に関する業務を、広報聴課は広報を、留置管理課は警察の留置管理業務を担当している。

3) 警察署の警務警察業務

警察署には警察本部の警務部に対応して警務課と会計課が置かれている（ところにより留置管理課が置かれているところもある）。警務課は警察における組織内部の管理業務全般を担当しており、会計課は会計や遺失拾得、施設や物品管理等の業務を、留置管理課は警察署の留置場の管理全般を担当している。

似たような言葉に留置場と拘置所というものがあるが、両者の違いは、留置場は警察署の施設であり、警察が逮捕等した人を収容する施設（留置施設）であり、収容されている者は、原則として裁判にかけられるかどうか未だ決まっていない人である。これに対し、拘置所は、起訴され裁判にかけられることは決まったが、まだ裁判による判決が確定していない人や、その刑が執行されていない人等が収容されている施設をいう（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等）。

7 その他

1) 警察官の階級

警察官の階級は、巡査、巡査部長、警部補、警部、警視、警視正、警視長、警視監の順に8階級からなっており（同法第62条）、おおよそであるが巡査は係員、巡査部長は主任、警部補は係長、警部は課長或いは本部の課長

補佐、警視は署長或いは、本部の課長、警視正は大規模警察の署長或いは本部の部長、警視長は本部の主要部長或いは本部長、警視監は主要警察本部の本部長などとなっている。各都道府県警察官の採用試験（国家1種、同2種採用を除く）に合格した者は、その都道府県の警察官として採用されると同時に巡査として採用される。

警察内部では、このほかに「巡査長」という階級によく似た職位が使用されているが、これはここでいう正規の階級ではなく、ある一定の勤務年数を経過した巡査の中で優れた指導力があると認められた者が任命される巡査と巡査部長の間に位置する職位である（昭和42年国家公安委員会規則第3号）。

2) 勤務体制

警察官の勤務体制は、他の行政機関とは異なり警察という業務の特殊性から、24時間、昼夜を問わないものとなっている。具体的には、警察本部の場合は、通常の日中の時間帯以外の休日や夜間の時間帯は、本部内の各部署員の中から必要な人員を指定して編成される当直勤務体制によって運用される。警察署もこれと同様であり、署内の各課員の中から必要な人員を指定して編成する当直体制によって運用される。

このように警察本部や警察署に勤務する警察官は、普段は日勤勤務（平日8時間稼働、土日祝祭日休み）をしながら、時々、当直勤務も行うといった具合である（宮城県警察の当直に関する訓令平成16年3月23日、宮城県警察本部訓令第14号）。交番に勤務する警察官の場合は、その交番勤務員を3つの班に分け、班ごとの交代勤務によって運用される。駐在所の場合は、警察官単独による駐在制の日勤勤務となっている。

参考文献

- 1) 警察庁ホームページ
- (1) <http://www.npa.go.jp/about/overview/sikumi.html> 2018/03/06 閲覧参照

- (2) <http://www.npa.go.jp/about/recruitment/index.html> 2018/03/06閲覧参照
- (3) <http://www.npa.go.jp/about/summary/index.html> 2018/03/06 閲覧参照
- (4) <http://www.npa.go.jp/about/chairman/profil/index.html> 2018/06/15閲覧参照
- (5) <http://www.npa.go.jp/about/overview/kaikaku.html> 2018/06/15閲覧参照
- 2) 国家公安委員会ホームページ
<https://www.npsc.go.jp/about/chairman/profile/index.html> 2018/08/02 閲覧参照
- 3) 北海道公安委員会ホームページ
http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/iinnkai/11_access.html 2018/08/02閲覧参照
- 4) 宮城県警察ホームページ
<http://www.polic.pref.miyagi.jp/> 2018/06/15 閲覧参照
- (1) 「宮城県警察組織規則」昭和37年3月31日宮城県公安委員会規則2号 附則（平成30年3月8日公安委員会規則4号）施行期日 平成30年4月1日から
- (2) 「宮城県警察組織規程」昭和38年3月28日宮城県警察本部訓令第2号附則（平成24年1月31日本部長訓令第1号）施行期日 平成24年2月1日から
- (3) 「宮城県警察の当直に関する訓令」昭和16年3月23日宮城県警察本部訓令第14号 附則（平成30年3月31日本部長訓令第17号）施行期日 平成30年4月1日から
- 5) 金山泰介著 警察行政概論 立花書房（2013）
- 6) 菊山正明 明治8年の司法改革 早法66巻1号（1990）
- 7) 警察官実務六法 監修 警察政策学会 発行者 星沢卓也 発行所 東京法令出版 株式会社（2018年版）
- 8) 警察政策学会編 警察政策学会20周年記念 社会安全政策論 立花書房（2018）
- 9) 警察制度研究会編 全改訂版 警察法解説 東京法令出版（2004）
- 10) 総務省統計局第28章 司法・警察 解説、警察統計の中の2 統計の沿革（1）警察制度の変遷
- 11) 林田敏子、大日方純夫 編著 近代ヨーロッパの研究⑬警察 発行所 ㈱ミネルヴァ書房（2012）
- 12) 竹前栄治、中村隆英 監修 編集委員 天川晃、荒敬、竹前栄治、三和良一 解説・訳 荒敬GHQ日本占領史15 警察改革と治安政策 発行所 日本図書センター（2000）
- 13) 田村正博著 全訂 警察行政法解説（第二班） 東京法令出版（2015）
- 14) 後藤正義 著者 西南戦争警視隊戦記 編集制作 サンケイ新聞データシステム（1987）
- 15) 須田剛 監修 そこが知りたい！日本警察のしくみ 発行者 朝日新聞出版（2017）
- 16) 遠藤保雄、荒木二郎、森聡一、田中智仁 著者 社会の安全・安心 概論 発行 仙台大学体育学部現代武道学科（2014）

（ 2018年 11月14日受付 ）
（ 2019年 2月1日受理 ）